

【令和7年度】米沢市結婚新生活支援事業費補助金 継続補助世帯用

昨年度、補助上限額まで達しなかった世帯に対し、引き続き住居に関わる費用を補助します！！

補助対象者 以下の①～③を満たす新婚夫婦

- ① 令和6年度中に、米沢市結婚新生活支援事業費補助金を受給していること。
- ② 令和6年度中の補助金受取済額が、上限に達していないこと。
補助上限額は、婚姻時の夫婦の年齢により異なります。
夫婦共に29歳(婚姻時)以下の場合…上限60万円
それ以外の場合……………上限30万円
- ③ 夫婦の双方が、市町村税を滞納していないこと。(再度納税証明書の提出が必要です)
- ④ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑤ 夫婦のいずれかがもしくは双方が市内に居住し、住民登録をしていること。

補助対象経費 結婚を機に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用

- ① 住宅取得費用(取得した建物の購入費、新築・増改築(リフォーム等)の場合の工事請負費)
※土地の購入費用は対象外
- ② 新規住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料に限る。)
※勤務先から住宅手当支給されている場合は、その分を差し引いた額
- ③ 引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用に限る。)

補助金額 対象となる経費の合計額

(ただし、補助上限額から昨年度受給済額を差し引いた額＝本年度補助申請可能額を上限とする。)

申請方法 以下の必要書類を添えて、令和7年9月30日までに申請してください。

- ① 夫婦の住民票の写し
- ② 納税証明書(最新年度のもの)
- ③ 住宅取得もしくは、リフォームに係る契約書の写し(新規住宅取得・リフォームの場合)
- ④ 住宅の賃貸借契約書の写し(新規住宅賃貸の場合)
- ⑤ 住宅手当等支給証明書(市指定様式あり)もしくは、対象全月の給与明細等の写し
- ⑥ 対象経費の領収書等

他に、申請書(市指定様式)等も必要になります。詳しくはお問合せください！！



予算上限に達した場合には、受付を終了します
すのでお早目に申請ください！！

問い合わせ先・申請先

米沢市役所3階 6 番窓口 地域振興課若者支援担当
電話 0238-22-5111(内線2808・2807)